

被災者雇用開発助成金について

東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して支給する。

【対象労働者】

① 被災離職者（以下のいずれにも該当する者）

- ・ 東日本大震災発生時に被災地域において就業していた者
- ・ 震災により離職を余儀なくされた者
- ・ 震災後に離職し、その後安定した職業（※）についたことのない者

（※）週所定労働時間 20 時間以上で6か月以上雇用

② 被災地域に居住する求職者（以下のいずれにも該当する者）

- ・ 東日本大震災発生時に被災地域に居住していた者
- ・ 震災後、安定した職業についたことのない者
- ・ 震災発生日から平成 24 年 9 月 30 日までに、ハローワーク等で求職活動を行った者（※）

（※）震災発生時に原発事故に伴う警戒区域・計画的避難区域・緊急避難準備区域に居住していた者については、9 月 30 日までに求職活動を行っていても助成対象。

【支給額】

	支給額	助成対象期間（※）
短時間労働者以外	大企業 50万円 中小企業 90万円	1年間
短時間労働者	大企業 30万円 中小企業 60万円	1年間

※ 雇入れから6か月ごとに2回に分けて支給

被災者雇用開発助成金の現状と見直し

区分	離職理由等	現状	今回の見直し案
被災離職者 (震災により離職を 余儀なくされた者)	・震災による解雇等	支給対象	震災発生の日から 平成26年3月31日まで にハローワーク等で求職 活動を行い、かつ 平成27年3月31日まで に雇い入れられた者に限 る。
	(かつ、避難地域からの避難)		
被災地求職者 (震災時点で被災地に 居住していた者)	・避難地域からの避難	支給対象	支給対象
	・契約期間満了 ・震災前の解雇等 ・職種転換希望 ・出産、育児、介護のため離職 ・病気による離職 等	震災発生の日から 平成24年9月30日まで にハローワーク等で求職 活動を行った者に限る。	震災発生の日から 平成24年9月30日まで にハローワーク等で求職 活動を行い、かつ 平成26年3月31日まで に雇い入れられた者に限 る。